

## 令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し必要な支援を実施するため、液化石油ガス販売事業者等がこれらの者に対して負担軽減を行った場合に、予算の範囲内において支援金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第3条第1項の登録を受けている者
  - (2) ガス小売事業者 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の登録を受けている者
- 2 この要綱において使用する用語は、前項各号に定めるもののほか、関係法令等において使用する用語の例による。

### (支援金の支給の対象事業及び対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる事業は、次項各号に掲げる者が県内の一般消費者等に対し、LPガスの物価高騰に伴い、令和5年度上半期におけるLPガスの使用料金の負担軽減を行う事業(以下「支援金事業」という。)とする。

- 2 支援金の支給の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 液化石油ガス販売事業者であって、県内の一般消費者等に販売しているもの
  - (2) ガス小売事業者のうち、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給し、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上である小売供給を行う事業\*を行うものであって、県内の一般消費者等(液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等と同視できる者に限る。)に販売しているもの

※ いわゆる旧簡易ガス事業のことをいう。

### (支援金事業の算定)

第4条 支援金事業の算定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和5年7月から同年9月までの間におけるLPガス使用料金の請求において、値引き販売を行った場合を支援金の対象とする。
- (2) 支援金は月額380円を上限とし、値引きの対象期間は令和5年4月から9月までの6か月間、請求額の減額は令和5年7月から同年9月に行う。
- (3) 支援金1件あたりの上限は、月額上限380円に値引き対象期間6か月を乗じた2,280円とし、実際の値引き額がこの額を下回った場合は、当該金額

を支給する。

- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、令和5年7月から同年9月のガスの使用量が少ない等の理由により、同期間内に前号の支援金1件あたりの上限まで値引き販売を行うことができなかつた一般消費者等に対し、2,280円から当該一般消費者等に対する9月までの値引き額の合計を差し引いた額を上限として10月に請求額の減額を行った場合についても支援金の対象とする。
- (5) 減額を実施する月における支援金は、令和5年4月から減額実施月までの月数（請求しない月がある場合には、請求する月数に応じた月数とし、前号に基づき減額を実施する場合の10月分はこれに含まない。）に月額380円を乗じた額を超えてはならない。

#### （支援金の算定方法）

第5条 支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額を合算した額とする。

消費者の負担軽減の経費	1 県内一般消費者等当たり 基本額（380円）×請求額の減額を行った月数（前条第4号に基づき減額を行う場合の10月分は含まない。）
支援金事業の実施のための経費	150,000円×販売所・営業所数

#### （支援金事業への参加申請）

第6条 第3条第2項各号に掲げる者であつて支援金の支給を受けようとするものは、令和5年7月1日から同年7月31日までの間に、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出することにより、知事に申請をしなければならない。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することを証する書面
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請をした者がその申請を取り下げようとするときは、速やかに、書面（任意様式）により、その旨を知事に申し出なければならない。

#### （事業承認）

第7条 知事は、前条第1項の規定に基づく申請を受けた場合には、これを審査し、行おうとする負担軽減が支援金事業として認めることができるときは、当該負担軽減策を支援金事業として承認するものとする。

- 2 知事は、前項の承認（以下「事業承認」という。）をしたときは、事業承認をした者に対し、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加承認通知書（第2号様式）により、その旨の通知を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、行おうとする措置が支援金事業として認めることができないときは、当該負担軽減策を支援金事業として承認しないものとする。
- 4 知事は、前項の不承認（以下「事業不承認」という。）をしたときは、事業

不承認をした者に対し、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業不承認通知書（第3号様式）により、その旨の通知を行うものとする。

5 事業承認には、条件を付することができる。

（事業承認後の支援金事業不実施の申出）

第8条 第3条第2項各号に掲げる者であつて、第7条第1項の事業承認を受けたもの（以下「支援事業者」という。）が、事業承認を受けた支援金事業の実施をやめようとするときは、事業承認の通知を受けた日から10日を経過する日までに、書面（任意様式）により、知事にその旨を申し出なければならない。

（支援金事業の実績報告）

第9条 支援事業者は、支援金事業を完了したときは、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、その完了の日から30日を経過する日までに、その実績について報告をしなければならない。

- (1) 第4条第1項及び第2項の負担軽減を行った県内の一般消費者等の一覧
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 支援事業者は、支援金事業が完了する前においても、令和5年7月から9月までの各月において行った負担軽減月（以下「一部完了事業」という。）について、知事に報告をすることができる。この場合において、支援事業者が提出すべき書類については前項の規定を準用する。

3 前項の報告をしようとする支援事業者は、報告をしようとする一部完了事業の完了の日から30日を経過する日までに、その報告を行わなければならない。

（支援金の支給）

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の報告を受けたときは、これを審査し、支援金を支給することが適当であると認めるときは、支給決定を行うものとする。

2 前項の支給決定を行ったときは、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給決定通知書（第5号様式）により、支援事業者に対し通知するものとする。

（事業承認の取消し）

第11条 知事は、支援事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、事業承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 事業承認の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に基づき知事が行った指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、支援金事業の趣旨に照らし事業承認を取り消すことが適当であると認めるとき。

- 2 知事は、前項の規定に基づき事業承認を取り消したときは、事業承認を取り消した支援事業者に対し、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業承認取消通知書（第7号様式）により、その旨を通知するものとする。

（支援金の返還）

- 第12条 前条の規定に基づき事業承認を取り消された者は、取り消された事業承認に基づき支給された支援金を返還しなければならない。
- 2 知事は、返還の期限その他支援金の返還に関し必要な事項について、前項の事業承認を取り消された者に対し指示するものとする。

（検査及び指示）

- 第13条 知事は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支援事業者に対し報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 知事は、支援金事業の実施又は支援金の支給上必要があると認めるときは、支援事業者に対し、支援金事業の実施方法その他の事項について指示をすることができる。

（暴力団排除）

- 第14条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、同条例第3条に規定する申請者が次の各号のいずれか該当する場合は、支援金支給の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの。
  - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ支援金の支給を申請した者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認を行うことについて、当該個人情報本人の同意を得るものとする。
  - 3 知事は、支援金の支給を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するとき、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（帳簿書類の整備）

- 第15条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ならない。

- 2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいな場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第16条 支援事業者は、次の各号（法人以外の者にあつては、第2号及び第3号を除く。）のいずれかに該当するときは、速やかに書面（任意様式）をもって、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 法人番号を変更したとき。
- (4) 住所を変更したとき。
- (5) その他、申請内容に変更があつたとき。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援金事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名

神奈川県L Pガス物価高騰対応支援金事業参加申請書

神奈川県L Pガス物価高騰対応支援金支給要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて神奈川県L Pガス物価高騰対応支援金事業への参加を申請します。

なお、支給を受けるにあたっては、令和5年度神奈川県L Pガス物価高騰対応支援金支給要綱を遵守します。

概算値引き総額 円 (詳細は別紙のとおり)  
概算値引き世帯数 世帯 (詳細は別紙のとおり)

- 本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
  - 本申請書に記載した事業所等は、現に運営をしており、神奈川県内の一般消費者等にL Pガスを供給しています。
  - 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
  - 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
- なお、申請後に代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は、確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

(添付書類)

- 第1号様式別紙
- 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証する書面

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	e-mail	

〇〇〇—〇〇〇

(申請者、住所)

(申請者氏名)

(第2号様式)

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加承認通知書

〇第〇号

年 月 日

様

神奈川県知事 〇 〇 〇

令和〇年〇月〇日付けで申請のありました神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業については、令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき承認したので、通知します。

なお、支援金を支払う場合の条件は次のとおりです。

支援金支給条件

- この支給金の対象となる事業は令和〇年〇月〇日付けで申請のあった事業等における事業とします。
- 次の場合、この支援金事業への参加承認決定の全部又は一部を取り消すことがあります。  
また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付金を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。  
ア 支援金対象事業者に該当しないことが判明した場合。  
イ 支援金の事業承認の内容又はこれに付した条件又は支給要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合。  
ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合。

(3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了5年間保管しなければなりません。

また、支給事業者が保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

(4) 所在地又は代表者等を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

(5) この支援金事業の承認又は条件に不服のあるときは、この承認通知を受理した日から10日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先  
(所属名・グループ名) (担当者名)  
電話 ○○○○



〇〇〇—〇〇〇

(申請者、住所)

(申請者氏名)

(第3号様式)

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業参加不承認通知書

〇第〇号

年 月 日

様

神奈川県知事 〇 〇 〇

令和〇年〇月〇日付けで申請のありました神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業については、不承認することとしたので、通知します。

1 不承認の理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

問合せ先  
(所属名・グループ名) (担当者名)  
電話 〇〇〇〇

(第4号様式)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(支援事業者) 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和5年7月 日 ~ 令和5年 月 日
支援(値引き)対象総世帯数	世帯(詳細は別紙のとおり)
申請額	金 円(詳細は別紙のとおり)

<振込先>

金融機関名	(金融機関コード )	支店名	(支店番号 )				
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号					
(フリガナ) 口座名義人							

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 金融機関コードが不明な場合は省略可能です。

※ 口座名義人は、通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のものです

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	架電対応可能な時間帯	
	F A X	
	e-mail	

〇〇〇—〇〇〇

(申請者、住所)

(申請者氏名)

(第5号様式)

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給決定通知書

〇第〇号

年 月 日

様

神奈川県知事 〇 〇 〇

令和〇年〇月〇日付けで申請のありました神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業の支給については、令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第10条第1項の規定により決定したので、同条2項の規定により通知します。

1 支給金額 円

2 支給条件

(1) この支援金の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで、申請のあった神奈川県LPガス物価高騰対応支援事業に係るものとします。

(2) 次の場合、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

イ 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又は支給要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合

- ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
- (3) この支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとします。
  - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
  - (5) 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
  - (6) この支援金の支給の決定内容又は条件に不服のあるときは、この支給決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先  
(所属名・グループ名) (担当者名)  
電話 ○○○○

〇〇〇—〇〇〇

(申請者、住所)

(申請者氏名)

(第7号様式)

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業承認取消通知書

〇第〇号

年 月 日

様

神奈川県知事 〇 〇 〇

令和〇年〇月〇日付けで承認しました神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業につきまして、承認を取り消しましたので通知します。

1 承認取消理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする